

1 制度創設の目的

- 都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号。以下「人権尊重条例」といいます。)において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定しています。
- 人権尊重条例の理念を踏まえ、**多様な性に関する都民の理解を推進**するとともに、**パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減**など、**当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる**ため、新たに「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設します。

【用語の定義】

- ・ 「性的マイノリティ」とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいいます。
- ・ 「パートナーシップ関係」とは、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいいます。

2 制度の基本的な考え方

① 名称

- 制度の名称を、「東京都パートナーシップ宣誓制度」とします。

② 根拠

- 人権尊重条例を一部改正し、本制度の実施根拠とします。

③ 対象

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者を本制度の対象者とします。

④ 概要

- 手続の概要は以下のとおりとします。
 - 制度対象である二人が、知事に対して、パートナーシップ関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出
 - 知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行
 - 受理証明書は都民サービス等の利用時に活用
- ※ 宣誓・届出及び受理証明書の内容は別紙のとおり
- ※ 制度利用者に子供がいる場合、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、希望に応じて受理証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載することができます。
- 手続は、原則オンラインで完結します。
- 婚姻制度とは別のものとして制度を構築します。

3 対象者の要件(詳細)

- 本制度の対象者は、以下①から③までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

①

「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者である」と宣誓したこと。

以下の全ての条件を満たしていること。

- 双方が成年に達していること。
- 双方に配偶者(事実婚を含む。)がないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係ないこと。
- 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係ないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組により当該関係に該当する場合を除く)。

②

以下の条件を満たしていること。

- 双方又はいずれか一方が都内在住、在勤又は在学であること。都内在住については、双方又はいずれか一方が届出の日から3か月以内に都内への転入を予定している場合を含む。

③

4 手続の流れ①

- 手續は、原則オンラインで実施します。



データは、国基準の安全性評価を受けたクラウドサービス等を活用する等により、厳重に管理します。

【オンライン手續について】

- ・都が新たに構築する「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム(以下「届出システム」といいます。)」にて、手續を行っていただきます。
- ・制度を利用する方は、インターネット接続が可能なPC、タブレット端末又はスマートフォン等を、ご自身の負担で準備いただく必要があります。
- ・都は、ユーザビリティ(使いやすさ)の高いシステム構築や、利用者マニュアルの整備等により、利用者の利便性向上に努めます。
- ・上記の機器類をお持ちでない等、オンライン手續が著しく困難な方においては、東京都庁(東京都新宿区)にご来訪の上、対面で手続きいただくようお願いします(事前予約制)。
- ・届出システムの説明文等は、日本語及び英語で表示可能です。ただし、入力や提出書類は、原則、日本語のみ受付可能とします。また、受理証明書は日本語で発行します。

4 手続の流れ②

① 届出

- パートナーシップ関係にある二人が、原則、届出システムで必要書類等を届出
 - ※ 宣誓・届出の内容は別紙のとおり
 - ※ 必要書類(案)は6ページのとおり

届出内容の虚偽又は受理証明書の改ざん等が判明した場合、当該受理証明書は無効とし、個人情報を伏せた上で、発行時に付した交付番号等を公表する場合があります。

② 受理 証明書 発行

- 都は、提出内容に不備がないことを確認の上、受理証明書を届出システムにより発行
 - ※ 受理証明書の内容は別紙のとおり
 - ※ 個人の性自認及び性的指向を証明するものではありません。
 - ※ 希望に応じて、「通称名」や「子の名前」を特記事項欄に記載することが可能です。
 - ※ 不備のない届出を受理してから、原則、10日以内(土・日・祝日・年末年始を除く)に受理証明書を発行します。
 - ※ 受理証明書の発行手数料はかかりません。
- 都は、制度利用者からの申し出により、最新の日付の受理証明書を届出システムにより隨時発行

③ 変更等 の届出

- 住所等の変更があった場合や死亡時
- パートナーシップ関係を解消した場合
- 転居、転職又は卒業等により双方が要件を満たさなくなった場合
- その他、届出内容に変更があった場合(子の名前の追加等)

都は、受理証明書を保有する方に対し、年一回程度定期的にメール連絡し、都の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないように促します。

4 手続の流れ③

- 届出時の添付書類(案)は以下のとおりです。

※ 届出日の3か月以内に交付されたものに限ります(④本人確認書類 及び ⑦その他、知事が適當と認める書類を除く)。

① 婚姻をしていないこと等を証明する書類*

... 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書、在日大使館等の交付する婚姻要件具備証明書(日本語訳付き)等

② 住所を確認できる書類*

... 住民票の写し

... 転入予定先の住所が確認できる不動産会社等が発行した書類(転入予定の場合のみ)

③ 在勤又は在学していることが確認できる書類*

... 在勤又は在学先の法人等が発行した書類(都内在勤又は在学の場合のみ)

④ 本人確認書類

... 個人番号カード(表面)、運転免許証、旅券又はこれらに準ずるものとして知事が認める書類

... 本人確認書類との突合のため、本人確認書類とは異なる本人の顔写真も提出いただく必要があります(対面手続の場合を除く)。

⑤ 通称名の確認書類*

... 社会生活上、日常的に通称を使用していることが確認できる官公署又は勤務先法人等の発行する書類等(通称名の記載を希望する場合のみ)

⑥ 子の名前の確認書類*

... 住民票の写し(子の記載のあるもの。子の名前の記載を希望する場合のみ)

⑦ その他、知事が適當と認める書類

5 受理証明書の活用

- 都が提供する都民向けサービス事業について、受理証明書を保有する方が活用できるよう検討します。

【都における具体的な対応内容】

- ・ 受理証明書を保有する方が、都営住宅等への入居申し込みができるようになります（令和4年11月以降の予定）。
- ・ 受理証明書により活用可能となる都民向けサービス事業については、確定次第、順次お知らせします。
- ・ 既に当事者の方々を対象としている都民向けサービス事業については、改めて周知に取り組む等により、当事者の方々がさらに利用しやすい環境を整えます。
 - ※ 法律等により国が対象者を規定している事業は対象外となります。
 - ※ 各事業の利用にあたっては、受理証明書を保有していることに加え、各事業の個別要件を満たしていることが必要となります(例：都内在住を必須としている都民向けサービス事業 等)。

- 都内区市町村との証明書の相互活用等に関し調整を図ります。

【調整の具体的な方向性】

- ・ 区市発行のパートナーシップ証明書を活用し、都民向けサービス事業が利用できるよう検討します。
- ・ 都発行の受理証明書を活用し、区市町村の住民向けサービス事業が利用できるよう調整します。
- ・ 区市発行のパートナーシップ証明書を取得されているお二人も、都パートナーシップ宣誓制度への届出を可能とします。

- 民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生における活用を働き掛けます。

- ・ 都職員の福利厚生制度等における受理証明書の活用も検討します。

6 今後のスケジュール

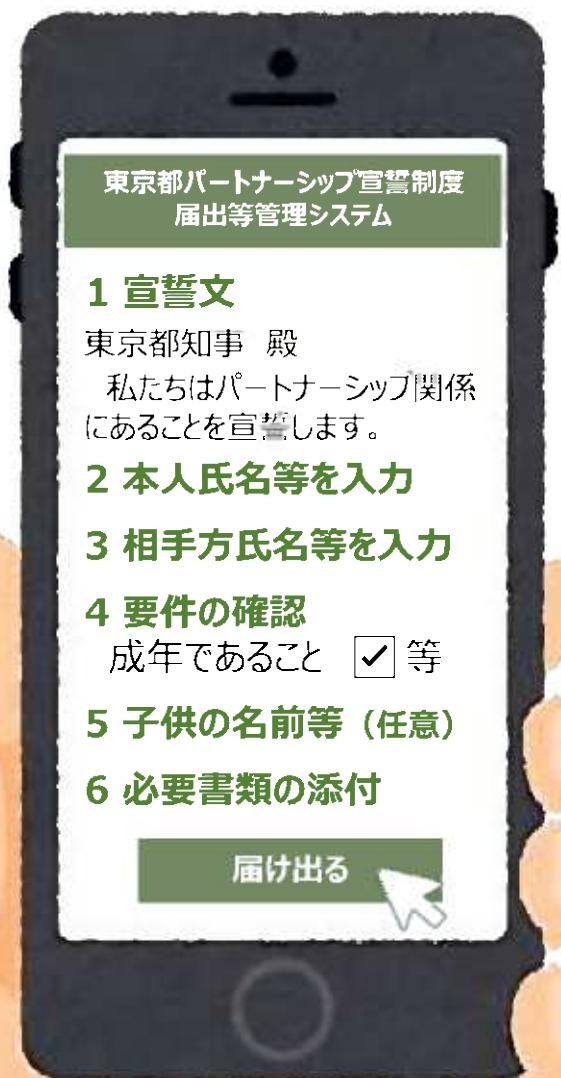
令和4年10月11日(火) 届出受付開始(予定)

令和4年11月1日(火) 制度運用開始(予定)

【制度運用開始以降の都の取組について】

- ・ 受理証明書の活用先の拡大や本制度に係る周知、多様な性に関する啓発等の推進を図ります。
- ・ 都公式HP等において制度利用者数を公表する等、本制度に関する適切な情報発信を行います。
※ 本制度利用者に係る個人情報の公表や提供は行いません。

【別紙】 宣誓及び届出の内容(案)



1 宣誓文

宣誓・届出画面には、予め下記の文章が記載されています。

「私たちは、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例に規定するパートナーシップ関係にあることを宣誓します。」

2 届出者本人に関すること

下記の内容を入力していただきます。

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 通称名（任意）

3 パートナーシップ関係の相手方にすること

下記の内容を入力していただきます。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 通称名（任意）
- (3) 届出システム登録時に付与されたID

4 要件を満たしていることの確認

要件（制度概要3ページ参照）に合致していることを確認し、チェックを入れていただきます。

5 子供の名前等（任意）

受理証明書の特記事項欄に子供の名前の記載を希望する場合は、子供の名前及び生年月日を入力していただきます。

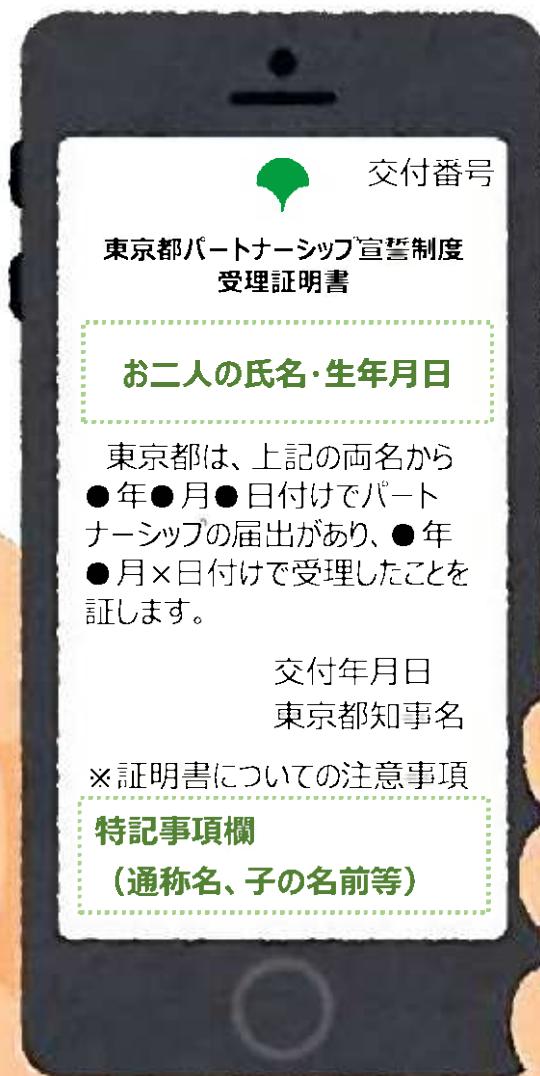
6 必要書類の添付

必要書類（制度概要6ページ参照）の画像データを添付いただきます。

パートナーシップ関係にあるお二人が、それぞれ届出システムにより手続を行っていただく必要があります。都は、お二人から不備のない届出を受理してから、原則、10日以内（土・日・祝日・年末年始を除く）に受理証明書を発行します。

* システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能
* 上記はイメージであり、実際とは異なります。

【別紙】 受理証明書の内容(案)



1 お二人の氏名・生年月日

お二人の氏名（戸籍名）と生年月日が記載されます。

2 証明本文

受理証明書には、以下の内容が記載されます。

- ・東京都は、パートナーシップ関係にあるお二人から届出を受理したことを証明
- ・お二人から届出があった年月日及び都が届出を受理した年月日

3 交付年月日及び知事名

証明書の交付年月日と東京都知事名が記載されます。

4 証明書についての注意事項

証明書の提示を受けた方向けの注意事項が記載されます。

- ・本証明書は、お二人が人生のパートナーであると都に届け出られたことの証明であること
- ・本証明書の提示を受けた方は、ご本人の同意なく口外しないようにしていただきたいこと

5 特記事項欄

- ・希望に応じて、通称名や子の名前・生年月日が記載されます。
- ・お一人がお亡くなりになった際は、お亡くなりになった年月日が記載されます（届出が必要）。

※ システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能

※ 上記はイメージであり、実際とは異なります。

1 連携の方向性

- 都内自治体との連携による、パートナーシップ受理証明書の活用機会や多様な性の理解推進に係る取組の拡大が重要
- パートナーシップ制度導入自治体とは、制度利用者に不利益が生じない視点での調整が必要
- 各自治体によって、制度の要件や活用対象事業の違いがあることを踏まえ、各自治体と都で個別に調整が必要

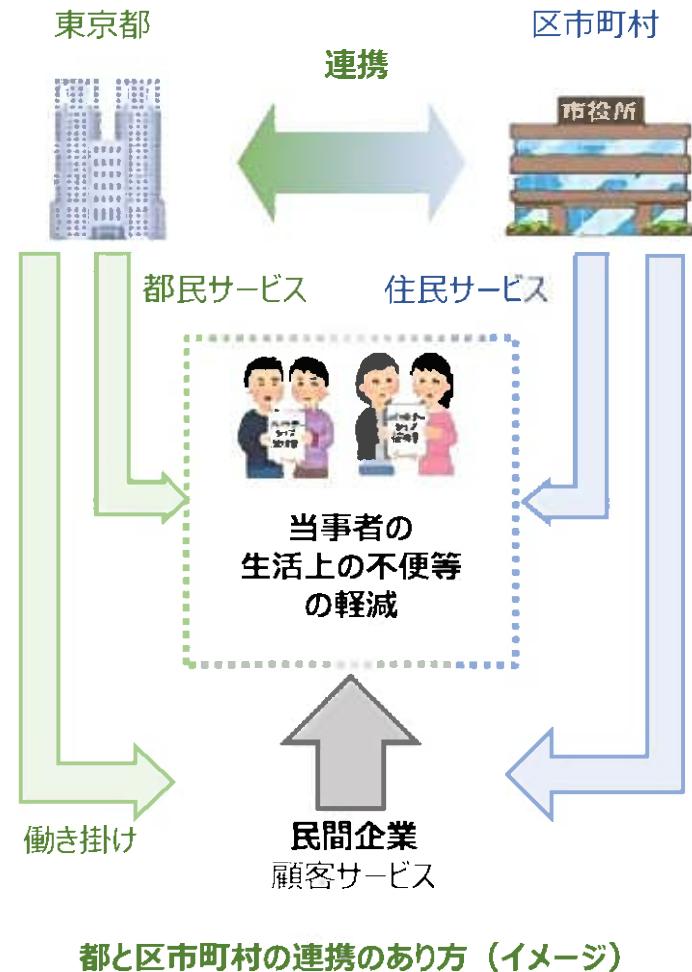
都は、都内自治体との連携により、以下に取り組む。

① 証明書の活用促進

- … 区市PS証明書の都事業での活用促進
- … 都PS受理証明書の区市町村事業での活用を調整
- … 民間事業者への働き掛け

② 広報等連携

③ 先行自治体の制度利用者への配慮



2 具体的な取組内容①

① 証明書の活用促進

区市PS証明書の都事業での活用 【対象：パートナーシップ制度導入区市】

- 都PS証明書の活用可能な都事業においては、区市PS証明書の活用も可能とする方向で、府内調整
- 都における検討状況は3ページのとおり
※「パートナーシップ関係」の定義や要件の不一致がある自治体とは、適用条件について調整を要する場合がある

都PS証明書の区市町村事業での活用 【対象：全ての都内区市町村】

- 各自治体の意向を調査の上、可能な限り都PS証明書を活用いただけるよう依頼
- R4年3月実施の意向調査で、**活用可能性ありと回答のあった主な分野**は公営住宅、医療関係、子育て関係など（4ページを参照）
- 改めて調査を実施し、都PS証明書を活用いただける事業をご回答いただく

民間事業者への働き掛け

- 各自治体と連携して制度周知や証明書活用による顧客サービスへの適用など、**民間事業者への働き掛け**を行う
- 都制度だけでなく、区市制度についても併せて周知

2 具体的な取組内容① – (参考) 都における検討状況

- 東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた方を対象とする都の施策等は以下のとおり（検討中のものを含む）
- その他の都の施策等での適用については、順次お知らせします

【都営住宅等の入居申し込み】

- ・都営住宅等の使用者の資格に、東京都パートナーシップ宣誓制度等の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方と同居している者や同居しようとする者を対象に加えるよう、関連条例を改正（令和4年第2回都議会定例会にて可決・成立。令和4年6月22日公布、同年11月1日施行。）
- ・なお、都PS制度に加え、「東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方」も対象者に追加
→ 今後、都住宅政策本部から、各区市町村の住宅担当課長会で、都の取組について説明する予定（7月頃）

【軽自動車税環境性能割の減免対象範囲】

- ・自動車税では、下肢等障害者減免において、下肢等障害者の近隣に別居する親族についても障害者と生計を同じくするものとして、減免対象としているところ、都PS制度導入後は、同制度による下肢等障害者とのパートナーシップ関係の証明を受けた相手方についても減免対象として取り扱う方向で検討。
- ・制度趣旨を踏まえ、他自治体発行の同種の下肢等障害者とのパートナーシップ関係の証明を受けた相手方についても対象とする方向で検討。
→ 今後、都主税局から、各区市町村の税務担当部署に対する説明を実施予定（7月頃）

※下線部の具体的な内容については、各区市におけるパートナーシップ関係に係る定義や要件を踏まえ、検討中

2 具体的な取組内容① – (参考) 都PS証明書を活用できる可能性のある区市町村事業等

- 「東京都パートナーシップ宣誓制度」導入に関する区市町村調査（令和4年3月）により、都PS証明書の活用可能性がある事業として回答があった区市町村事業は以下のとおり
- 以下の内容を参考に、各区市町村において、都PS証明書の活用可能事業の検討・確定を依頼
- なお、対象とすることで当事者に不利益が生じる可能性がある事業については、関係法令や事業趣旨を踏まえ検討を依頼（都の関連事業の対応については、確定次第、情報提供を予定）

| 分野 | 具体的な事業（区市町村） | 分野 | 具体的な事業（区市町村） |
|-----------|---|----------|--|
| 住宅 関連 | <ul style="list-style-type: none">・公営住宅・高齢者向け施策（軽費老人ホーム、シルバービア、家賃助成事業等）・その他助成事業（次世代育成住宅助成等） | その他 | <ul style="list-style-type: none">・都がPS証明書の活用を予定されている都民向けサービス事業と同様の事業・犯罪被害者支援事業・届出等の代理（妊娠届、各種証明書類の発行、自己情報開示請求、その他、婚姻・事実婚関係にある人からの届出を可としているもの）・手続の簡略化（婚姻・事実婚関係にあることの証明書を提示することで手続の簡略化ができるもの）・選挙管理委員の福利厚生（慶弔見舞金等）・小災害見舞金等の支給、傷病手当金相当額の支給、災害弔慰金の支給 |
| 医療 関連 | <ul style="list-style-type: none">・公立病院における入院や手術における手続や面会等における配慮・民間病院への周知 | 職員 向け | <ul style="list-style-type: none">・休暇制度（慶弔休暇）・職員住宅・結婚祝金・弔慰金等 |
| 子育て 関連 | <ul style="list-style-type: none">・学校、幼稚園、保育園等における保護者としての対応（送迎や連絡等）・子育て関連事業における保護者としての取扱い（各種申請手続、乳幼児健診、保育の必要性の認定等） | | |
| 福祉 関連 | <ul style="list-style-type: none">・福祉保健サービス苦情調整委員（オンブズパーソン）への申立・高齢者福祉関連事業（見守りや徘徊への対応）・女性、母子福祉関連事業（母子生活支援施設保護、母子・女性緊急一時保護事業、ひとり親家庭自立支援給付金） | | |

2 具体的な取組内容① – (参考) 都PS証明書を活用できる可能性のある区市町村事業等

- 「東京都パートナーシップ宣誓制度」導入に関する区市町村調査（令和4年3月）により、各区市町村からいただいた疑問点等について、都の考え方は以下のとおり

① 各区市町村において条例等の規程改正をする場合がある。内部調整や手続を短期間で行う必要がある。

→ 各区市町村において所要の改正をお願いしたい。なお、相互活用開始時期は、各区市町村における規程類の整備が整い次第、順次行いたい（都PS制度運用開始以降も、継続して調整させていただきたい）。

② 都PS証明書の内容次第では対象とできない場合がある。区外在住者への事業の提供は不可である。

→ 各区市町村における施策等の趣旨や対象者の要件を踏まえ、都PS証明書の活用可否を御検討いただきたい。区内在住や同居を条件としている事業等においては、当該要件を満たしている必要があるものと考える。

③ パートナーシップ関係解消後の取扱いに懸念がある。

→ 都PS制度においては、パートナーシップ関係を解消した際は届出を必須としている。解消の届出があった場合、オンラインシステム上では受理証明書の表示ができなくなる。なお、年一回程度のメール連絡により、届出漏れがないよう促す予定。

④ 職員の福利厚生等については、全体の動向を踏まえた検討が必要である

→ 都においても、都職員の福利厚生制度等における受理証明書の活用を検討中。順次、情報提供させていただく。

⑤ 不正利用に懸念がある。

→ 都PS制度においては、届出時の本人確認や要件を満たしていることの確認を徹底するほか、届出内容の虚偽又は受理証明書の改ざん等が判明した場合は当該受理証明書は無効とする。また、受理証明書が有効であるかどうかについては、照会に応じる。

2 具体的な取組内容②

② 広報等連携

- 各自治体と連携して、**当事者を含む都民等への制度周知や多様な性に係る普及啓発**を行う。
- 混乱が生じないよう、**都と区市の制度が併存・両立**していることを、分かりやすく**情報発信**する。

【広報に係る協力のお願い】

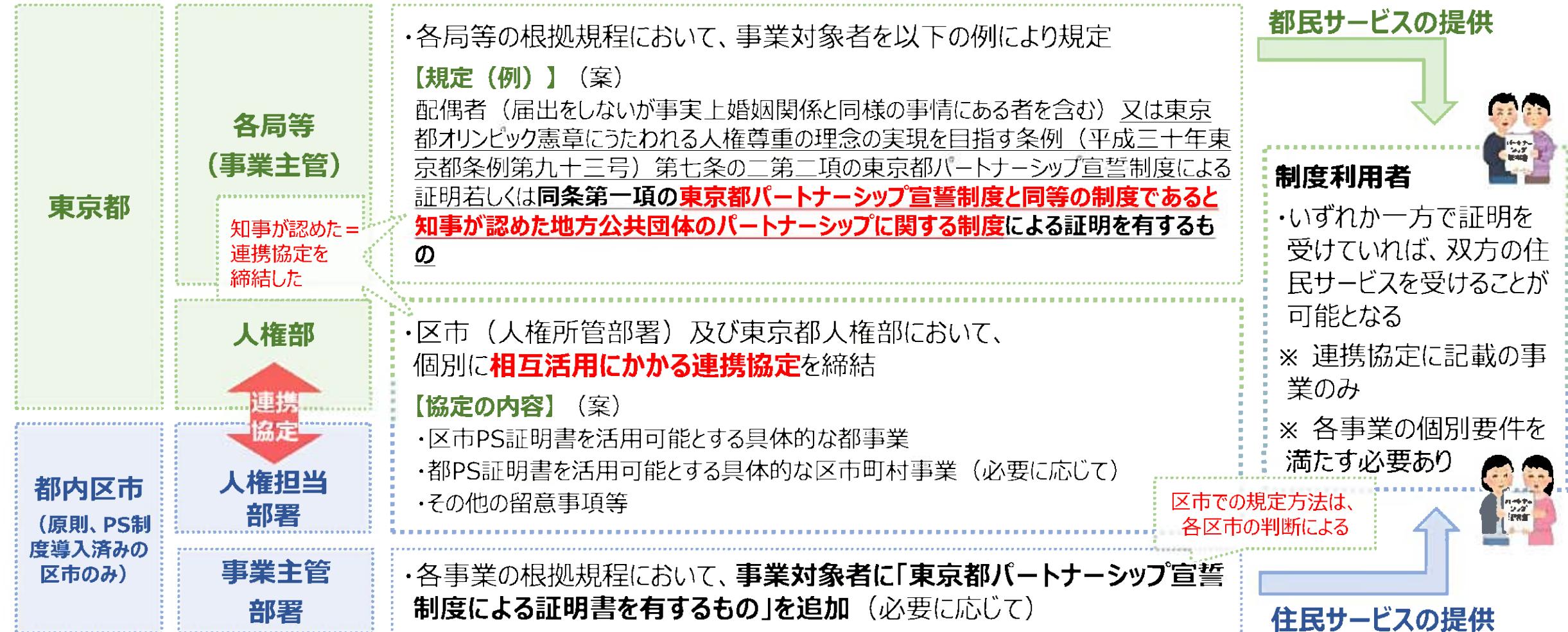
- ・都は、令和4年11月の都PS制度運用開始に向け、制度に係る周知を行います。
- ・各区市町村においては、以下の事項について御協力をお願いいたします。
 - ① チラシ（カード型）の区市町村窓口への設置（令和4年8月下旬発送予定）
 - ② 都人権部公式ウェブサイト（<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/partnership.html>）へのリンク
 - ③ 都人権部公式Twitter（https://twitter.com/tocho_jinken/status/1539534985933500416?cxt=HHwWgMDRvba6w90qAAAA）のリツイート
※ウェブサイト、Twitterについては、今後も随時更新・ツイート予定

③ 先行自治体の制度利用者への配慮

- 先行自治体の制度利用者が改めて都へ宣誓・届出をすることなく**都事業の対象**となるよう、先行自治体との**証明書の相互活用を促進**
- 先行自治体の制度利用者も、**都PS制度への宣誓・届出を可能とする**
 - ※ 先行自治体の制度利用者は、**都への届出書類の一部**について**省略を可能とする方向で検討**
 - ... 先行自治体の証明書を「婚姻をしていないこと等を証明する書類」として扱うことで、独身証明書等の提出を省略

3 連携協定の締結について（対象：原則として、PS制度導入済み区市ののみ）

- 都事業の対象者に、区市の発行するPS証明書を保有している者を含めるには、協定締結により、該当自治体及び活用可能事業を規定していく必要がある。
- 活用可能事業の調整や区市における検討・規程整備が終わり次第、個別に連携協定を締結したい。



* 未導入自治体との協力については個別に調整

4 今後のスケジュール（予定）

| R4年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|----------|------|-----|-----------|--------------------|---|--|---|---------------------------|---------|----------|---------|----------|---------|
| 制度の検討・運用 | パブコメ | プレス | 二定 | 制度運用開始に向けた準備 | | | 10/11 受付開始 | 11/1 都パートナーシップ宣誓制度運用開始 | | | | | |
| 区市町村との連携 | | | | ・制度案 ・パブコメ結果 | ・条例改正の可決 | 都における証明書の活用に係る規定等の改正など ※PS制度運用開始後、順次活用開始 | 制度に係る広報（6/22 ウェブページ新設、8月下旬～周知チラシ配布開始、隨時 SNS発信 等）、民間への働き掛け | | | | | | |
| | | 連絡会 | 首長会・担当課長会 | ・制度案 ・今後のスケジュール | ・条例改正の内容 ・区市町村との連携方針 ・都における証明書活用可能事業の検討状況 | 区市町村調査（第2回） | ・都証明書を活用可能な区市町村事業について | 区市町村における証明書の活用に係る規程類の整備など | 連携協定締結① | 相互活用等開始① | 連携協定締結② | 相互活用等開始② | 連携協定締結③ |

※R5年度以降も、必要に応じて連携協定の新規締結や改正を行う